

郡山市教育委員会公告第 19 号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和 6 年 11 月 1 日

郡山市長 品川 万里

第 1 業務概要

1 業務名

郡山市図書館情報システム機器類の賃貸借及び保守業務

2 業務内容

別紙「郡山市図書館情報システム機器類の賃貸借及び保守に関する仕様書」のとおり

3 履行期間

契約締結日から令和 12 年 9 月 30 日まで

4 提案上限金額

¥85,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

第 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 13 年 4 月 24 日制定）、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成 20 年 12 月 1 日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成 20 年 12 月 1 日制定。以下「指名停止要綱」と総称する。）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- 3 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終了又は再生手続終了の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 4 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 5 本市と同等規模以上（中核市又は人口 30 万人以上）の自治体において稼働実績を有するオープン系パッケージシステム及び本市と同等規模以上（中核市又は人口 30 万人以上）の自治体において、図書館情報システムの稼働実績を有すること。なお、稼働実績については、本公告日時点での実績とし、参加資格には含まないが、参考として、構築中のプロジェクト等がある場合には、その旨明記の上、提示すること。
- 6 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマークの付与認定を受けていること。
- 7 最近一年間、国税（法人税及び消費税並びに地方消費税）、都道府県税及び市町村税に未納がないこと。

第3 郡山市図書館情報システム機器類の賃貸借及び保守業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び様式等の入手方法

実施要領及び様式は、郡山市ウェブサイト内に掲示する。

本プロポーザルへの参加を希望する者は該当ページからダウンロードすること。

「郡山市ウェブサイト>しごと・産業>入札・契約ポータルサイト>入札情報>その他の業務」

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/126862.html>

第4 担当部局

〒963-8876 郡山市麓山一丁目5番25号 郡山市教育委員会 郡山市中央図書館

電話 024-923-6601 電子メール：chuuo-lib@city.koriyama.lg.jp

第5 参加申込書、企画提案書及び添付書類の提出

1 参加申込書等

(1) 受付期間

公告の日から令和6年11月20日(水)まで(郡山市図書館条例施行規則(平成10年郡山市教育委員会規則第3号)第3条に規定する郡山市中央図書館の休館日(以下「休館日」という。))を除く。)の午前9時から午後5時まで(12時から13時までを除く。)とする。

(2) 提出場所

〒963-8876 郡山市麓山一丁目5番25号

郡山市中央図書館2階 事務室 (電話 024-923-6601)

(3) 提出方法

持参(事前連絡が必要)又は郵送による。郵送の場合は、書留等の発送・配達の確認ができる方法によることとし、受付期間までに到着したものを有効とする。ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。

なお、郵送により提出した場合には、その旨を「(2) 提出場所」に記載の電話番号へ連絡すること。また、郵便事故等について、市はその責めを負わない。

(4) その他

提出書類等の詳細については、実施要領に記載する。

2 企画提案書等の提出

(1) 受付期間

令和6年12月10日(火)まで(休館日を除く。)の午前9時から午後5時まで(12時から13時までを除く。)とする。

(2) 提出場所

〒963-8876 郡山市麓山一丁目5番25号

郡山市中央図書館2階 事務室 (電話 024-923-6601)

(3) 提出方法

持参(事前連絡が必要)又は郵送による。郵送の場合は、書留等の発送・配達を確認できる方法によることとし、受付期間までに到達したものを有効とする。ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。

なお、郵送により提出した場合には、その旨を「(2) 提出場所」に記載の電話番号へ連絡すること。また、郵便事故等について市はその責めを負わない。

(4) 提案数

1者1提案とする。

(5) その他

提出書類等の詳細については、実施要領に記載する。

第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- 4 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- 5 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

第7 契約候補者の決定及び審査結果の公表

- 1 郡山市図書館情報システム機器類の賃貸借及び保守業務に係るプロポーザル選定委員会設置要綱（令和6年10月31日制定）に基づき設置する委員会（以下「選定委員会」という。）において、実施要領等で定めた選定基準及び選定方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務委託の契約候補者及び次順位者を決定する。

合計点数が配点(1,200点)の60%に満たない場合は、契約候補者としなないこととし、再度公募を行うものとする。

- 2 審査結果については、参加申込者全員に書面で通知するとともに郡山市ウェブサイトにも、次の内容を公表するものとする。

なお、契約候補者及び次順位者以外の参加者の名称は公表しないものとする。

- (1) 業務名
- (2) 契約候補者名及び次順位者名
- (3) 各参加者の評価点
- (4) 審査の経過及び審査委員

第8 契約条件

- 1 提出された企画提案書等について選定委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

- 2 契約候補者の決定から契約締結までに、「第6 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- 3 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。）第8条第1項第5号の規定により免除とする。
- 4 本件は、電子契約により締結できるものとする。
- 5 契約候補者が、電子契約による締結を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス申出書」を郡山市へ提出するものとする。
- 6 契約書は郡山市が作成するものとする。
- 7 支払いについては、契約書内の支払内訳書に記載する費用を業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

第9 その他

- 1 企画提案書に関するプレゼンテーション、デモンストレーション及び質疑応答を実施する。内容の詳細

細については、実施要領を参照すること。

- 2 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 3 参加申込及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- 4 提出された書類は返却しない。また、企画提案書に含まれる著作物の著作権は参加申込者に帰属することとする。ただし、発注者は、提案内容の審査等、本業務上必要な場合に限り、その写しを使用できるものとする。
- 5 提出された書類は、参加申込者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- 6 提出期限後における参加申込書及び企画提案書の差替え並びに再提出は認めない。(ただし、発注者は、提案の提出後に必要に応じ追加の資料提出を求める場合がある。)
- 7 発注者から、必要に応じて当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、参加申込者は速やかに対応すること。
- 8 スケジュールに変更がある場合には、その都度、参加申込者へ通知する。
- 9 本プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期又は中止することがある。
- 10 提出された企画提案書等について、郡山市情報公開条例(平成13年郡山市条例第44号)に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となるが、参加申込者の権利、競争上の地位、その他利益を害すると認められる情報は、非公開となる場合がある。公開に支障がある場合は、あらかじめ申し出ること。
- 11 その他必要な事項は、郡山市契約規則(昭和40年郡山市規則第49号)及び実施要領による。